

一般社団法人尾道観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人尾道観光協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県尾道市長江一丁目3番3号に置く。

(公 告)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 当法人は、観光客の誘致および観光客に対する接遇等の改善を図り、また観光資源の開発ならびに観光施設の整備運営を促進すること等によって尾道市における観光事業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致および接遇の改善促進に関すること。
- (2) 観光資源の保護育成および開発に関すること。
- (3) 観光施設の企画整備に関すること。
- (4) 郷土産業の紹介ならびに土産品の生産奨励および品質の改善向上に関すること。
- (5) 観光関係者の資質の向上に関すること。
- (6) 観光に関する調査および研究に関すること。
- (7) 観光宣伝の資料の印刷配布に関すること。
- (8) 観光案内所の施設運営に関すること。
- (9) 千光寺公園内季節的諸行事の施設運営に関すること。
- (10) 千光寺公園内駐車場等の運営に関すること。
- (11) 物販の販売等に関すること。
- (12) 観光関係団体との連絡協調に関すること。
- (13) 旅行業法に基づく旅行業に関すること。
- (14) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 会 員

(会員の種類及び資格)

第6条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し理事会において入会を認められた個人、法人又はその他団体とし、その種類は以下のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 当法人に対し特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(会員の権利)

第7条 正会員は、当法人が主催する各種事業に参加することができる。

(経費の支払い義務)

第8条 会員は総会において別に定めるところにより会費を納めなければならない。ただし名誉会員を除くものとする。

2 前項の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(入 会)

第9条 当法人の会員となろうとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第10条 会員は、退会する日の1か月前までに退会届を理事会に提出しなければ、退会することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の承認を得ていつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって該当会員を除名することができる。

- (1) 定款または総会の決議を無視する行為があったとき。
- (2) 本会の名誉を汚損し、または本会の信用を失うような行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由無く会費を1年以上滞納したとき
- (2) 該当会員が死亡または解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(資格喪失に伴う会員の権利及び義務)

第 13 条 会員が第 12 条の規定により会員資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金品は会員資格を喪失した場合でもこれを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 14 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 総会は定時総会及び臨時総会とする。

(権 限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業計画及び収支予算の承認（これらを変更する場合も含む）

(2) 事業報告の承認

(3) 貸借対照表及び損益計算書の承認

(4) 会員の除名

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 定時総会は、毎年度 5 月に 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会において開催の決議がなされたときに開催するほか、議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって臨時総会の招集の請求があったとき、その請求があった日から 30 日以内に開催する。

(招 集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の 7 日前までに正会員へ通知を発しなければならない。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

5 前項で理事又は監事の候補者の数が第 35 条に定める定数を上回る場合、過半数の賛成を得た候補の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 総会の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 22 条 正会員が、代理人により議決権を行使する場合、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。代理人は当法人の他の正会員でなければならない。

(書面による議決権行使)

第 23 条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 24 条 総会の議事については、議長が法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第27条 理事会は、毎事業年度3カ月毎に1回以上開催する。

(招集)

第28条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けた時は、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 34 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決により専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

第 7 章 役 員

(役員の設置)

第 35 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 40 名以内

(2) 監事 2 名以内

(役員の選任)

第 36 条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

3 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

4 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

6 副会長は会長を補佐する。

7 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

8 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

(監 事)

第 37 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(顧 問)

第 38 条 当法人に顧問 10 名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項に関し会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

(理事及び監事の任期)

第 39 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間とする。

(報酬等)

第 40 条 理事、監事及び顧問は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 41 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員の解任)

第 42 条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

(役員の責任軽減)

第 43 条 当法人は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、理事又は監事の同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任につき、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第 111 条第 1 項による損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 8 章 事務局

(設 置)

第 44 条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決より会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 45 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び損益計算書等の計算書類
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の管理)

第47条 当法人の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の決議により会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 会長は、前項の書類および監査報告について理事会の承認を経て定時総会へ提出し、承認を得なければならない。

(計算書類等の備置き)

第 50 条 当法人は、各事業年度に係る事業報告書（附属明細書等を含む。）、貸借対照表、損益計算書、財産目録並びに監事の監査報告書を、5 年間主たる事務所に備え置くものとする。

(暫定予算)

第 51 条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(借入金)

第 52 条 当法人は予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、理事会において決議を得なければならない。

第 10 章 解 散

(解 散)

第 53 条 当法人は総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ解散することができない。

(剰余金の分配の禁止)

第 54 条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第 55 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の処分は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、尾道市もしくは本会と類似の目的をもつ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 11 章 雑 則

(細 則)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、当法人の事業の運営上必要な細則は理事会の決議により、会長が別に定める。

(定款の定めのない事項)

第 57 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他法令の定めるところによる。

《附 則》

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において読み替えて準用する同法第106 条第1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において読み替えて準用する同法第106 条第1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は川崎育造、副会長は高橋宏明、鍛冶川孝雄、専務理事は柚木延敏とする。